

長万部町子どもいじめ防止基本方針

平成28年5月

長万部町教育委員会

長万部町子どもいじめ防止基本方針

【はじめに】

大きな社会問題となっているいじめは、子どもの健やかな成長を妨げ、その後の生き方にも深刻な影響を与えます。子どもの権利を侵害するいじめを防止し、子どもが明るい将来を築ける環境を実現することは、社会全体で取り組むべき重要課題であり、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が制定されました。

また、法第11条に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）が策定されました。

法第12条では、地方公共団体は法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例などの形で地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましいとされました。

長万部町においても、子どものいじめ防止に関する基本理念や責務を定め、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を明らかにすることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的に「長万部町子どもいじめ防止条例」を制定しました。

長万部町は、これらの法令や国等の方針、制定した「長万部町子どもいじめ防止条例」を踏まえ、学校・地域・関係機関が連携し、共通認識のもといじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「長万部町子どもいじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

長万部町のかげがえのない存在である子ども一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、基本方針に基づき、いじめの防止等の対策を推進します。

1 いじめの防止対策等の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止対策等に関する基本理念

長万部町（以下「町」という。）は、かけがえのない存在である子ども一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、次のように基本理念を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に向けた取組を進める。

- (1) 町、学校、保護者、町民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るという緊張感を共有しながら、社会全体でいじめの問題の解決に取り組まなければならない。
- (2) いじめが子どもの心身に大きな影響を及ぼすことを子ども、教職員、保護者又は地域社会が理解を深め、全ての子どもがいじめを行わない、いじめを見逃さないようにするとともに、いじめは絶対に許さないという意識の醸成に取り組まなければならない。また、いじめが発生した際は迅速に対応し、早期に解決しなければならない。

2 いじめの定義等

- (1) 「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が、いじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが重要であり、いじめには多様な態様があることから、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- (3) いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当事者である子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- (4) 具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。
 - ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - オ 金品をたかられる。
 - カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような警察に通報することが必要とされるものが含まれる場合があり、明らかな犯罪や事故については、直ちに警察への通報などによ

り対処することとする。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ嫌がらせや意地悪などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童等が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (2) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (3) いじめの被害と加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ア 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、全ての子どもを対象としたいじめ防止に取り組むことが必要である。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない行為である」という認識を共有させる必要がある。また、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等の道徳性を育むとともに、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感が感じられる環境をつくることが重要である。
- ウ 「いじめは決して許されない行為である」という認識を社会全体で共有するため、学校、家庭、地域、関係機関・団体等が一体となって、いじめの防止に取り組むことが重要である。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、適正かつ迅速ないじめ対応の前提であり、全ての大人が連携し、子どもの些細な変化にも気づく力を高めることが必要である。
- イ いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形態で行われることを認識し、些細な兆候であっても見逃すことなく、早い段階から積極的に実態把握に努めることが必要である。

(3) いじめへの対処

- ア いじめがあるという情報が教育委員会や学校に入ったときは、「少し様子を見る」といった対応を取ることなく、直ちに実態を調査することが重要である。
- イ いじめの実態が明らかになった場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を最優先に考え、迅速かつ組織的に問題解決に向けて対応することが重要であり、直ちに当該保護者に報告することはもとより、他の保護者にも説明する必要がある。
- ウ いじめが発生した場合は、「危機対応」であるという認識を共有するとともに、教育

委員会をはじめ各学校は、そのための危機管理体制を整備しておくことが重要である。

2 いじめの防止等のために町が実施する主な施策

1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等

(1) いじめ防止基本方針の策定

町は、法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「長万部町子どもいじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定し、公表するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、定期的に点検し、必要に応じて内容の見直しを行う。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置等

ア 長万部町いじめ問題対策連絡協議会

町は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する期間及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、長万部町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を設置する。

イ 長万部町いじめ対策委員会

教育委員会の附属機関として、法第14条第3項の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

2 教育委員会が取り組む主な施策

(1) いじめの防止

ア 「いじめは決して許されない行為である」という認識を子どもに定着させるとともに、地域社会全体で共有するため、いじめの防止等に関する事業の実施及び周知を図る。

イ インターネットやメール等を通じて行われるいじめやネットトラブルなどを防ぐため、文部科学省、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）から提供された資料・情報等の有効活用を図る。

ウ スクールカウンセラー及び学校適応指導専門員等の学校配置に努めるとともに、スクールガードリーダーにより子どもの登下校の見守りを行う。

エ 関係機関・団体との協働により、いじめの防止に関する事業を積極的に実施する。

(2) いじめの早期発見

ア 道教委が実施する「いじめの問題への対応調査（いじめ把握のためのアンケート調査、いじめ問題への対応状況調査、いじめ問題への取組状況調査）」を有効活用する。

イ インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、道教委が実施するネットパトロール情報を活用する。

ウ 教育委員会に設置の「悩み相談電話」の周知を図り、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

ア いじめの事実が明らかになった場合は、直ちに必要な調査を実施する。

イ 子どもや保護者等からいじめに係る相談、報告等を受けたときは、学校に対しいじめ

の解消に向けた迅速な対応等を指示・指導する。

ウ スクールカウンセラー及び学校適応指導専門員を配置し、学校の対応を支援する。

エ いじめを受けた子どもや周囲の子どもが安心して教育が受けられるよう、教育的配慮のもと、条例第22条第2項の規定に基づく出席停止等の適切な対応に努める。

オ いじめが起こった場合の対応方法や各種対応窓口等について、保護者への情報提供に努める。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき主な施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 学校は、法第13条の規定に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「北海道いじめ防止基本方針」並びに町基本方針を参考にし、自らの学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、公表するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、定期的に点検し必要に応じて内容の見直しを行う。

イ 学校基本方針には、いじめの防止等のほか、生徒指導体制及び職員研修等を含めた具体的な対策について定める。

ウ 学校基本方針の策定にあたっては、子どもや保護者、地域住民の意見を広く聞くものとする。

(2) 学校におけるいじめの防止対策等組織の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止対策を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、学年主任等の必要な学校職員からなる組織を設置する。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめを防止するための具体的な取組

ア 子どもの道徳性を育むため、道徳教育の要となる道徳の時間をはじめ、各教科等における自然体験や社会体験の充実を図る。

イ 学校と家庭が一体となって子どもの道徳性を育むため、「私たちの道徳（文部科学省）」等を積極的に活用する。

ウ 挨拶や言葉遣い、約束やきまりを守るなどの規範意識を育むとともに、自己有用感や充実感が得られるような環境をつくる。

エ 必要に応じて、学級担任や養護教諭等による教育相談を実施するとともに、スクールカウンセラー等の積極的な活用を図る。

オ 家庭や地域との連携のもと、インターネットやメール等を通じて行われるいじめやネットトラブルなどを防ぐため、子どもへの情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくりなどの必要性について、啓発を行う。

(2) いじめを早期に発見するための具体的な取組

ア 道教委によるいじめアンケート調査を実施する。

イ 必要に応じ、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による教育相談を実施する。

ウ 各種相談窓口を周知するとともに、日常観察や情報交換をはじめ、家庭、地域、関係機関・団体等との連携による情報の収集を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、道教委が実施するネットパトロールを活用し、不適切な書き込みが等を発見した際は、削除の依頼等、関係機関と連携・協力し適切な対応を図る。

(3) いじめに対処するための具体的取組

～いじめの発見又は通報を受けたときの対応～

ア いじめと疑われる行為に気づいたときは、その場でその行為を止める。

イ 子どもや保護者から相談や訴えがあったときは、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全・安心を第一に考え、学校として組織的に対応する。

ウ いじめを発見又は通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず直ちに校長へ報告する。

エ いじめの報告を受けた校長は、必要に応じて町基本方針 2 の 1 (2) イ に規定する組織により事実確認を行う。

オ いじめが明らかになった場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた子どもと保護者、いじめをした子どもと保護者の両者に対し報告する。

カ いじめの状況が犯罪行為と判断される場合は、必要に応じて児童相談所、警察等の支援を求める。

～いじめを受けた子どもへの対処及び保護者への支援～

ア いじめを受けた子どもから事実関係の聴取を行う際は、「いじめを受けた子どもにも責任がある」という考えを払拭するなど、自尊心を損なうことのないように留意するとともに、個人情報の取扱い等プライバシー保護に十分配慮する。

イ いじめが明らかになった場合は、直ちに当該家庭を訪問し、事実関係を説明するとともに、いじめを受けた子どもを徹底して守り通すことや問題を解決するための具体策を示して当該保護者の不安を取り除く。

ウ いじめを受けた子どもが安心して登校し学校生活を送ることができるよう、全職員による支援体制を構築する。

エ いじめが解消したと思われる場合でも、再発防止に向けた取組とともに、いじめを受けた子どもに対しての心のケアについても組織的に継続する。

～いじめをした子どもへの対処及び保護者への支援～

ア いじめが明らかになった場合は、学校は直ちに当該家庭を訪問し、事実関係を説明するとともに、問題を解決するための具体策を示して、理解と協力を得る。

イ いじめをした子どもに対しては、「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然として指導し、いじめをした子どもが抱える問題にも目を向け、子どもの人格を根柢から否定するような指導とならないよう留意するとともに、個人情報の取扱い等プライバシー保護に十分配慮する。

ウ いじめをした子どもに対しては、人格の形成を旨とする教育的配慮のもと、必要に応

じて条例第22条第2項の規定に基づく出席停止等を具申するなどの対応をする。

エ いじめが解消したと思われる場合でも、再発防止に向けた取組とともに、いじめをした子どもに対しての心のケアについても組織的に継続する。

～いじめが起きた集団への働きかけ～

ア いじめを見ていた子どもに対しては、いじめは被害者と加害者という二者だけの問題ではないことを気づかせるとともに、例えいじめを止めさせることができなくても、勇気を持って教職員や保護者等の第三者に知らせよう指導する。

イ はやし立てたり、面白がったりしていた子どもに対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、自らがいじめをなくそうという意識を持って行動するよう指導する。

4 重大事態への対処

1 重大事態の定義

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態と定義している。

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する児童等の^{※1}「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する児童等が^{※2}「相当の期間」、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※1 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける子どもの状態に着目して判断し、例えば自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症等が該当する。

※2 「相当の期間」とは、文部科学省「児童等の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが児童等が一定期間連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず直ちに対応する。

2 重大事態の発生及び調査方法等

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し教育委員会は町長に報告する。

(2) 調査の主体、組織、方法等

ア 法第28条第1項における調査は、学校又は教育委員会が主体となつて行うものとし、いずれが調査主体となるかについては、事案の特性等を踏まえ教育委員会が決定する。

イ 教育委員会が調査主体となる場合は、町基本方針 2 の1(2)イの規定に基づき設置される附属機関が調査を行う。

ウ 調査は、教育的配慮のもと、子ども的人格や個人情報保護等に十分配慮したうえで、子どもや教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

エ 調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであり、いじめの状況をはじめ、教育委員会や学校の対応、重大事態に至った経緯等の事実関係を可能な限り明確にするため網羅的に行う。

(3) 調査結果等の取扱い

ア 調査によって明らかになった事実関係その他必要な情報については、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、適切な方法で説明する。

イ 学校が主体となって行った調査結果等は、教育委員会を通じて町長に報告する。

ウ 調査結果等によって確認された事実関係は、重大事態に至った要因、経過及び学校の対応等を分析し、再発防止のために活用する。

3 調査結果の報告を受けた町長による調査及び措置

(1) 町長は、教育委員会から重大事態が発生した旨の報告を受けたときは、法第30条第2項の規定により付属機関等を設けて調査を行うなどの方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(2) 町長は、上記の調査を行ったときは、法第30条第3項の規定により子どもの人格や個人情報保護等に配慮したうえで、その結果を議会に報告する。